

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(チラシ等の家電品の保証、修理等の取引条件に係る必要表示事項)</p> <p>第4条 事業者は、チラシ等において家電品の保証、修理、配送、支払条件、割賦販売条件等を表示する場合には、施行規則で定める事項を表示しなければならない。</p>	<p>第3条 規約第4条に規定する保証、修理、配送、支払条件、割賦販売条件等について表示する事項は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>(1) 保証 保証の対象となる商品の範囲、保証の限度額、保証の回数、一般消費者の費用負担の有無、保証期間、免責に関する事項その他保証に関する重要事項</p> <p>(2) 修理 修理の対象となる商品の範囲、一般消費者の費用負担の有無その他修理に関する重要事項</p> <p>(3) 配送 配送する商品の範囲、一般消費者の費用負担の有無、配送に要する日時、配送の地理的範囲その他配送に関する重要事項</p> <p>(4) 支払条件 一般消費者に費用負担がある場合の支払手段及びその適用条件その他支払条件に関する重要事項</p> <p>(5) 割賦販売条件 割賦販売価格、支払回数、支払期間、各回の支払額、金利その他手数料の実質年率その他割賦販売条件に関する重要事項</p>